

令和2年度第10回水巻町農業委員会総会

会議録（概要版）

第10回農業委員会総会

1. 開会日時 令和3年1月12日（火）午前9時57分

2. 閉会日時 令和3年1月12日（火）午前10時57分

3. 場 所 水巻町役場 3階 302会議室

4. 出席農業委員

木寺 敬一郎会長	木原 一博副会長
1番 甲斐 洋子委員	2番 森田 まゆみ委員
3番 嶺 才三委員	4番 江藤 喜美雄委員
5番 小田 尚徳委員	6番 小田 弘二郎委員
7番 永沼 靖委員	8番 木原 年廣委員
9番 安部 義人委員	

出席推進委員

北部 佃 一俊委員	南部 入江 弘委員
-----------	-----------

5. 出席事務局員

事務局長	藤田 恵二	係 長	遠坂 拓
係 員	白川 勉		

6. 欠席委員

なし

7. 会議日程

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議事録署名委員 2 名

4 番 江藤 喜美雄委員

5 番 小田 尚徳委員

(4) その他事項

- ア. 利用権の合意解約について
- イ. 下限面積の設定について
- ウ. 標準賃借料の決定について
- エ. 令和 2 年度福岡県農業委員会研修大会について
- オ. 福岡県農業会議遠賀・中間地区研修会について
- カ. 先進地視察研修について
- キ. 今後の予定

(5) 閉会

第 10 回水巻町農業委員会総会

令和 3 年 1 月 12 日
(午前 9 時 57 分開会)

- 木寺会長 ; 《挨拶》
出席 13 名、定足数に達していますので、ただいまから令和 2 年度第 10 回農業委員会総会を開催いたします。
議題第 1、会議録署名委員の指名について、を議題といたします。本総会の会議録署名委員に、4 番江藤委員、5 番小田委員を指名します。
それでは議案第 2、農地法第 5 条申請についてを議題といたします。
それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 ; 《農地法第 5 条申請について説明》
木寺会長 ; それでは地元の農業委員である安部委員から説明をお願いします。
安部委員 ; P4、右側の田んぼですが、現況としましては何も作っていないので問題ないと思います。
左側は田んぼで作っていますので日当たりが悪くなつて耕作がしにくくはなるんですけど、作れないという状況ではありません。用水は通るようになっておりまつので、作る分には問題はないかなと思います。以上です。
木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
小田尚徳委員 ; P1 の市街化区域、市街化調整区、その他の区域とあります、その他というのは具体的にどういう区域になりますか。
木寺会長 ; 事務局お願いします。
事務局 ; 質問にお答えします。その他というのは水巻町が特に市街化区域と線引きがある地区がございませんので、すべてがその他にならうかと思います。ただ、おっしゃる通りどのような区域になるかといいますと、農振農用地の中にあって青地の農地ではないという事になります。
木寺会長 ; 小田委員。
小田尚徳委員 ; このあたりは、農振の白地ですよという事ですが、その周囲の住宅が建っているところというのは、用途地域として何か指定があるのでしょうか。
木寺会長 ; 事務局。
事務局 ; 手元に農振の区域内の地図がございませんので、その地図を見ると農振の枠がどこらへんかと私共でもわかるのですが、もしかしたら農振農用地を外してとか、農家さんが建てられてとかわかるのかもしれません。資料と地図を照らし合わせないとお答えができません。
木寺会長 ; 小田委員。
小田尚徳委員 ; 農振農用地という事でなく、周囲の住宅地に家が建つてある間の土地になにか用途地域としての指定があるのかどうかということです。私の場合は、

山沿いの所は第一種低層になっていて、その周りは白地になっているので、そういう事を聞いています。

事務局 ; 用途地域というのも、資料や地図を見るとわかるんですが、おそらく一種低層だったかなと思うんですけど確認して後ほど小田委員にお答えしたいと思います。

木寺会長 ; 小田委員。

小田尚徳委員 ; すみません。周囲が一種低層地域であれば入札するところも白地であって何の規制はないけど、建てる時は建ぺい率、容積率等は一種低層地域に準じてくださいという指導があると聞いたものですから、建ぺい率、容積率とか特に何の問題もないのですが、以前立屋敷で農転があった時に建築材料を置くとなっていたのに実際はスクラップが置かれるようになったという事例がありますので、その時私も農業委員会の中に入らせてもらっていて異議なしと賛成もあったんですが、建築資材を置くところは一種低層地域の横でも大丈夫かなと思ったりするものですから教えていただこうと発言しました。

木寺会長 ; いいですか。事務局。

事務局 ; この白地のところが一種低層地域の指定を受けるかどうかまでは手元に資料がなくてお答えできないので改めて小田委員にお答えしたいと思います。この場でもしたいと思います。

小田尚徳委員 ; はい。よろしくお願ひします。

木寺会長 ; 他にご意見がある場合は挙手をお願いします。江藤委員。

江藤委員 ; 質問ではありません、意見です。P6の構造関係の関係です。数字の確認をしていただきたいのですが、例えば一番左側の一番上。390、340と数字の表現がされています。その一つ飛ばして下のほうは0.84、0.94と表現がされています。これは同じ方法で表示していただくように指導をしていただければありがたいなと感じました。意見として申し上げておきます。以上です。

木寺会長 ; 事務局、こういうのは決まりがあるんですかね。事務局お願ひします。

事務局 ; 事業者さんにお任せしているので、出てくるものは通常ミリ単位で表記が統一されていると思うのですが、他所から図面の資料を持ってきたものは、こういう事が起こりうると思いますので、そのような形で確認の時にこちらから申し入れをしたいと思います。

木寺会長 ; よろしくお願ひします。

はい。小田委員。

小田弘二郎委員 ; 事務局にお願いしたんですけどP6、拡大図がありますよね。拡大図を見ますと水路、悪用水路に流れるようにしているんですけど現実を見るとエルボのついているところとついていないところがあります。ついてないと水路の縦のコンクリートと横のコンクリートの間から飛び散って草がどんどん生

えるんですよ。いい例があるので業者さんにこの図のようにエルボの絵を統一してもらいたい。寸法とかよくわからないけどこれだったら飛び散ることがないのでこういう形でと要望してくれませんか。

木寺会長 ; 事務局、お願いします。

事務局 ; 小田委員のご質問にお答えしますが、あくまでもご協力をお願いするというレベルだろうと思います。農業委員の皆さんもご存知と思いますが排水路もしくは擁壁つきのコンクリート処理というのは、あくまでもご協力の範囲内で私どものほうからこうやってくれと申し入れをしてできるというものではありません。今的小田委員の要望もこういう風にすると飛び散らないのでご協力をお願いできませんか。という形で申し入れはできます。こういう意見が出ましたと伝えます。

木寺会長 ; よろしいでしょうか。

小田弘二郎委員 ; はい。

木寺会長 ; その他にご意見がある場合は挙手をお願いします。よろしいですか。

それでは質疑を終わります。ただいまから、採決を行います。

農地法第5条申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。よって議案第2、農地法第5条申請は許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

4、その他についてを議題といたします。

利用権の合意解約について事務局の説明を求めます。

事務局 ; 『利用権の合意解約について説明』

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。

ないようなので、下限面積の設定について事務局の説明を求めます。

事務局 ; 『下限面積の設定について説明』

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

一同 ; はい。

木寺会長 ; では、40aということでお願いします。

続きまして、標準賃借料の決定について事務局の説明を求めます。

事務局 ; 『標準賃借料の決定について説明』

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。

小田尚徳委員 ; はい。

木寺会長 ; 小田委員。

小田尚徳委員 ; すみません。この議題の前にあった利用権の合意解約の説明について質問していいですか。

木寺会長 ; どうぞ。

小田尚徳委員 ; 机のところですが、中間管理機構のほうで終期が令和 5 年となっていますが 12 月 14 日に解約になりました。この土地 542-1 は、11 月に農業委員会に譲った土地ですかね。

木寺会長 ; 事務局、お願いします。

事務局 ; これにつきましては、もともと J A さんが間に入っていたものでして利用権満了にともなって円滑化の切り替えという形で譲ったものでございます。2 月か 3 月かどちらかで譲っております。

小田尚徳委員 ; 使用貸借というのも中間管理機構で可能ということなんですね。

事務局 ; はい。賃貸借でも使用貸借でもできます。

木寺会長 ; よろしいでしょうか。

小田尚徳委員 ; はい。

木寺会長 ; それでは、標準賃借料の決定についてご意見がある場合は挙手をお願いします。入江委員。

入江委員 ; はい。この 5000 円という金額、毎年話して決めているけどこれを今更下げるとか上げるとか相手の方もありますから従来通りでいいと思います。

木寺会長 ; その他、ご意見のあるかた。小田委員。

小田尚徳委員 ; 私も 5000 円という金額に対してどうこう言うつもりはありません。

前回決まったのを見て、一言、机地区は基盤整備を行いましてただでやったわけではないので、個人に負担させるのは無理だという事で、生産組合で負担して約 50 万円ほど負担して作りやすい農地にいたしました。そういう事も意見を言っていただければ良かったなと思います。以前私も農業委員会に加えさせていただいたときは、そういうことをお話をさせていただいて、6,500 円にとりあえず決まったという事があります。私のところは○○さんが作ってくれているのですけれど、○○さんがどのように思っているのか私たちには 1 番問題なのですが、作り手にとって 6,500 円も 5,000 円もあまり変わらないだろうなと、作り手にとって 1 番問題は安心して農業ができるという事が 1 番大切なではないかと思っています。そういう意味で安定した農地を提供する為には、ある程度見返りというものを考えていただけると嬉しいなと思っております。1 反 7,500 円というのが国からのものが無くなつて、だから、賃貸料も安くしてほしいというのもわかるんですけど、持つて行きどころは国とか、県とか、町に持つていっていただきたいなという気がします。安定した農地を期間を与えて認定農業者の方に作っていただくためには、所有者にある程度の見返りがあつてもいいのではないかという気がします。低くなればなるほど、農地としての価値がない、農転をして売れるものなら売つてしまおうというようなベクトルが働いて来るのではないかと思います。5 年

後に 109 h a を維持しようというのをこの間農業委員会で決議しておりますが、いろんなことを考えていかないと強制力があるわけではありませんが、そういうビジョンを持ったならばそれなりのことをやるためにどうしたらいのかなという事を考えた方がいいのではないかという気がしています。こちらについて上げる、下げるという気はありません。これ以上、下げる必要はないと思います。意見としては、国や県、町も所有者に対して考えていただければと思っております。以上です。

入江委員 ; 会長。

木寺会長 ; 入江委員。

入江委員 ; これは、国や県、町にという事ではなく、あくまでも我々水巻町農業委員会が過去 5,000 円と決めて、委員が言われるように高かったのが下がってきたのですが、その中で、各地区に対して水巻全体が 5,000 円でという意味じゃないんです。

今言われたように、自分の地区的状況を加味すれば、その地区で 6,500 円で相対でされることもありますし、農業委員会はあくまでも基準を出すという事です。高いところ、安いところありますから。そういうところまでは審議しなく、あくまでも水巻町で幅を持たせて、農業委員会で 5000 円が基本という事です。そういう捉え方をされた方が賢明だと思います。

木寺会長 ; 小田委員。

小田尚徳委員 ; 今言われていることは十分にわかっております。参考値であってそれぞれで決めてくださいという事はわかっております。ただ、個別の契約というのが、所有者個人と、耕作者と言われておりますけれども、もともとの契約が、町の標準価格でやりましょう。という形で結んでいるのがほとんどだと思います。そこで、うちの所が、基盤整備しているから高くして下さいよと思っても、標準が表になって契約されているので、私たちに、所有者に来る書類というのも 5,000 円と書いてくるわけですよね。言われていることはよくわかりますので、個別に交渉出来るものは交渉していきたいなと思っております。ただ標準と書いたら、それが固定という実態があることをちょっとお話をさせていただきました。5,000 円を上げてくれという意見ではありません。今のままで結構です。

木寺会長 ; 初めての方もいらっしゃるので、標準賃借料についてもう一度説明していただけですか。

事務局 ; あくまでも、水巻町の中で基準になるもので、実際は契約者さんそれぞれでお話し合いをして決めていただきたいいいものです。これは強制力を持ったりするものではありません。

木寺会長 ; 小田委員。

小田尚徳委員；それは重々わかっております。ただ実態として、標準賃借料で下がったら下げるよという契約しておられる方がほとんどで、標準賃借料の入った文書が大手をふって皆さんに回ってきて、賃借料を最初から 5,000 円と書いてハンコを押してくれと言われます。いやちょっと 6,000 円にしてくれ 6,500 円にしてくれというのは実態としては無理なんです。

木寺会長；佃委員。

佃委員；各地区の圃場の条件は違うと思うんですね。自分とこの圃場の条件が良ければ、そこの生産組合が水巻は 5,000 円になっているけれど 7,000 円、10,000 円にしようと決定されれば、周知徹底すると思うんですよ。私はそれでいいと思います。そして、私の所でもただもあるんですよ。ただでも引き受けないよというところがあるんですよ。そういうところは知り合いだから泣きつかれて、いやいやながら引き受けている。私は、その対価をもらひなさいというんですよ。そうしないとあなたがやめた時、次の人が前の人があたたで、あなたはお金を取るのですかと言われたら困るから、最低賃でも取りなさいという言い方をするんですよ。各地区で条件が違うから各生産組合で 5,000 円が低いなら 1 万円でいいと思うんですよ。これはあくまで標準だから、各生産組合で、ここは 5,000 円ですよ、1 万円ですよと決議するべきだと思います。猪熊は 2,000 円と言いますが、3,000 円プラスしているんですよ。今の標準と変わらないんですよ。各地区で条件が違うという事を理解してその水巻町の標準でなく、生産組合で標準を出して引き受ける方に説明したらいいと思います。そんなに難しいことではないと思います。

木寺会長；江藤委員。

江藤委員；今佃さんが言われることがその通りなんですね。猪熊は 2,000 円という安い賃借料でやっていますが、先程白川さんが言っておりましたが、裏があるんですよ。2,000 円と決めるときに個人個人ではいろいろあるんですよね。地権者と耕作者に集まつてもらって、円卓を囲んでそしてどうするかという議論をやったんです。1 回では終わらなかつたです。その中にも最終的には作つてもらうんだから、ただでもいいという話になりました。やっぱり税金払っているんだから、税金の分くらいは面倒見ないといけないんじゃないとかと、逆に耕作者のほうから話が出たくらいなんです。標準金額が出れば一人歩きするかもしれない、それを防止するためには皆が集まつていろんなことをディスカッションして、ここはこの金額で決めるよと、やらないとおっしゃることは払拭できないと思います。是非それをお願いしたいと思っています。
以上です。

木寺会長；嶺さんどうですか。

嶺委員；私も賃借料を決めるときに 5,000 円という水巻町の標準賃借料を基準として

話します。耕作者としては安ければ安い方がいいと思います。機械もそうですし、色々なことが費用的にかかっています。そういう実態があります。基本的にこの5,000円で交渉することになっている状況です。

木寺会長 ; 個人でされていますか。

嶺委員 ; ある程度は個人でお話ししています。

木寺会長 ; 佃委員。

佃委員 ; よその地区では関係ないかもしれないけれど、私たちの地区からしてみると、3,000円でも2,000円でもここは引き受けたくないというところがあるんですよ。なぜかというと、横が住宅でコンクリートとかブロックでそれにこつんとやるんですよ。こつんとやると1,000円じゃすまないんですよ。修理は5万円とか10万円かかるんですよ。10aの収穫量とそんなに変わらないんですよ。そう考えたら、あそこのブロックで入りにくいところの仕事できるかという考え方もあるんですよ。だから、そういうところはただでもいいという考え方の人は結構いるんですよ。今はどうか知りませんけれど、久留米の方が言われていたのが、ともかく頼む以上は耕作者が相手から1万円もらっているところもあるという話です。地区によっては逆に1万円もらっているところもあるんですよ。それくらい人が田んぼの管理をしきらない時代に入っているんです。コンクリートやブロックのあるところは機械でひっかけたら絶対に儲からないです。条件のいいところは上げるべきだと思います。以上です。

木寺会長 ; 小田委員。

小田尚徳委員 ; 耕作条件その他によって変えていくものだと思います。下げるることはやりやすいんですけど、はっきり言って上げることは非常に難しい。生産組合を表にして耕作者と話してもいいんですけど。努力はしてみます。言えるものは言つていきたいなと思います。

基本的に下げるることは出来ても上げることは難しいんよねという気持ちがあるものだから、5,000円より下げることは無いようお願いしたいなというふうに思っています。

木寺会長 ; 色々とご意見ありましたが、他にありますか。

入江委員。

入江委員 ; 私がさっき言った相対ですよ。借りる人と作る人との話です。5,000円というのは基本です。だから今言われるよう1,000円上げる環境に水巻町はないんですよ。

人・農地プランとか話し合いされているけれど。結局、10年先になつたら80歳の方がほとんど農業されているんですよ。下二であろうと猪熊であろうと、将来的に若い人がおるかという事が絡んでくるんです。私は今回5,000円、

- 去年も同じだったんですけれど、作り手と貸し手の問題だけで解決しないと、水巻町の農業委員会の中ではできない。5,000円で皆さんの中で決まらなければ会長から採決をされてはいかがですか。以上です。
- 木寺会長 ; いろいろ意見は出ましたが5,000円と出ていますが、このままいきますか。
事務局
- 事務局 ; もし皆さんの中で5,000円のままという事であればよいですし、決めかねる
という事であれば採決を取っていただくという形でも。
- 木寺会長 ; 5,000円で今のいろんな状況で、今回色々な意見が出たのも貴重で、地区によ
ってもやり方が違っていますが、5,000円という事でよろしいでしょうか。
- 一同 ; はい。
- 木寺会長 ; 令和2年度福岡県農業委員会研修大会の開催中止について事務局の説明を求
めます。
- 事務局 ; 『令和2年度福岡県農業委員会研修大会の開催中止について説明』
- 木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
福岡県農業会議中間・遠賀地区会研修会について事務局の説明を求めます。
- 事務局 ; 『福岡県農業会議中間・遠賀地区会研修会について説明』
- 木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
先進地視察研修について事務局の説明を求めます。
- 事務局 ; 『先進地視察研修について説明』
- 木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。入江委員。
- 入江委員 ; 事務局にお聞きしたいのは、コロナの関係で来月までと言われるけれど、現
状第三波に入って、変異したコロナになってきよるから私はどうかなと思って、
出来るなら今年は取りやめてもらった方がと思うけれど、こういうのを
回していますから、私の意見として検討材料として入れてください。以上で
す。
- 木寺会長 ; 事務局お願いします。
- 事務局 ; 委員のおっしゃる通りで、まさに差し迫っている状況というのも理解できま
すので、早急に方針を決めて来月の農業委員会を待たずに、方針を決めるの
であればご連絡いたします。よろしくお願ひいたします。
- 木寺会長 ; 他にご意見がある場合は挙手をお願いします。
- 事務局 ; 『人・農地プランの実質化について説明』
- 木寺会長 ; この件について質問がありましたら挙手をお願いします。
ないようなので、事務局から今後の予定を説明願います。
- 事務局 ; 『今後の予定について説明』
- 木寺会長 ; 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。
何か全体を通してご意見がありましたら挙手のうえ発言をお願いします。

ないようなので、これをもちまして、令和2年度第10回農業委員会総会を閉会いたします。

(午前10時57分閉会)